チ　北緯53度５・42分東経４度23・６分の地点 リ　北緯52度59・95分東経４度17・89分の地点 ヌ　北緯52度51・85分東経４度12・64分の地点 ル　北緯52度45・85分東経４度５・04分の地点	
2　イからハまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とハに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 イ　北緯52度32・35分東経３度26・36分の地点 ロ　北緯52度34・34分東経３度28・65分の地点 ハ　北緯52度31・94分東経３度28・01分の地点	ニからヌまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びニに掲げる地点とヌに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。） ニ　北緯52度33・71分東経３度23・17分の地点 ホ　北緯52度35・71分東経３度25・56分の地点 ヘ　左欄のロに掲げる地点 ト　北緯52度36・04分東経３度31・02分の地点 チ　北緯52度31・76分東経３度29・87分の地点 リ　左欄のハに掲げる地点 ヌ　左欄のイに掲げる地点

別表の24の2の表の次に次の1表を加える。

24の3　ＩＪＭＵＩＤＥＮ進入路分離通航方式

分離通航帯	
分離帯	通航路
1　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この号において「第１分離帯」という。）並びにホからチまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とチに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この号において「第２分離帯」という。） イ　北緯52度30・91分東経３度56・18分の地点 ロ　北緯52度30・91分東経４度７・12分の地点 ハ　北緯52度30・36分東経４度７・51分の地点 ニ　北緯52度30・27分東経３度55・98分の地点 ホ　北緯52度29・95分東経３度55・87分の地点 ヘ　北緯52度30・03分東経４度７・74分の地点 ト　北緯52度29・22分東経４度８・31分の地点 チ　北緯52度27・６分東経３度55・１分の地点	リに掲げる地点とヌに掲げる地点とを結んだ線と第１分離帯の北側の境界線との間の海面及びルからワまでに掲げる地点を順次に結んだ線と第２分離帯の南側の境界線との間の海面 リ　北緯52度31・５分東経３度56・38分の地点 ヌ　北緯52度31・５分東経４度６・７分の地点 ル　北緯52度25・53分東経３度54・43分の地点 ヲ　北緯52度26・55分東経３度57・５分の地点 ワ　北緯52度28・29分東経４度８・97分の地点
2　イからへまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とへに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この号において「第１分離帯」という。）並びにトからルまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とルに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この号において「第２分離帯」という。） イ　北緯52度30・９分東経４度８・55分の地点 ロ　北緯52度30・９分東経４度10・17分の地点 ハ　北緯52度29・76分東経４度20・12分の地点 ニ　北緯52度29・47分東経４度20・03分の地点 ホ　北緯52度30・38分東経４度11・84分の地点 ヘ　北緯52度30・36分東経４度８・93分の地点 ト　北緯52度30・04分東経４度９・16分の地点 チ　北緯52度30・06分東経４度12・５分の地点 リ　北緯52度29・23分東経４度19・96分の地点 ヌ　北緯52度28・７分東経４度19・８分の地点 ル　北緯52度29・87分東経４度９・28分の地点	ヲからヨまでに掲げる地点と第１分離帯の北側の境界線との間の海面及びタに掲げる地点とレに掲げる地点とを結んだ線と第２分離帯の南側の境界線との間の海面 ヲ　北緯52度31・50分東経４度８・13分の地点 ワ　北緯52度31・５分東経４度10・６分の地点 カ　北緯52度31・35分東経４度13・25分の地点 ヨ　北緯52度30・52分東経４度20・35分の地点 タ　北緯52度28・58分東経４度10・85分の地点 レ　北緯52度27・62分東経４度19・48分の地点
3　イに掲げる地点とロに掲げる地点とを結んだ線並びにロからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びロに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 イ　北緯52度35・72分東経４度５・15分の地点 ロ　北緯52度32・73分東経４度７・26分の地点 ハ　北緯52度31・５分東経４度10・６分の地点 ニ　北緯52度31・５分東経４度８・13分の地点	ホからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。） ホ　北緯52度36・04分東経４度６・36分の地点 ヘ　北緯52度33・28分東経４度８・３分の地点 ト　北緯52度31・35分東経４度13・25分の地点 チ　左欄のハに掲げる地点 リ　左欄のニに掲げる地点 ヌ　北緯52度31・５分東経４度６・７分の地点 ル　北緯52度35・４分東経４度３・95分の地点 ヲ　左欄のイに掲げる地点

別表の25の表を次のように改める。

25　ＨＯＯＫ　ＯＦ　ＨＯＬＬＡＮＤ進入路分離通航方式

分離通航帯		沿岸通航帯
分離帯	通航路	
1　イからへまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とへに掲げる地点と	ルに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線と第１分離帯の北側の境界線との間の海面及び	